

議案第12号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県民文化会館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(1) 県民文化会館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、県民文化会館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、県民文化会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 県民文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知

事の承認を得て定める。

2 県民文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 県民文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(利用の許可)

第3条 県民文化会館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、県民文化会館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、県民文化会館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 県民文化会館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県民文化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県民文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 県民文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入と

(利用料金)

第4条 県民文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、第6条の規定に基づく管理の委

して収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

託を受けた者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第5条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、県民文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県文化振興財団に委託する。

(規則への委任)

第7条 略

別表 (第4条関係)

1 施設利用料

(1) ホール等利用料

区 分		金 額				
		午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	
大 ホ ー ル	平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	32,600円	65,200円	81,500円	163,000円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	42,380円	84,760円	105,950円	211,900円	
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	52,160円	104,320円	130,400円	260,800円	
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	65,200円	130,400円	163,000円	326,000円	
	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	39,120円	78,240円	97,800円	195,600円	

	休日に利用する場合	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	50,850円	101,710円	127,140円	254,280円
		入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	62,590円	125,180円	156,480円	312,960円
		入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	78,240円	156,480円	195,600円	391,200円
	平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	5,700円	11,400円	14,250円	28,500円
		入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	7,410円	14,820円	18,520円	37,050円
		入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	9,120円	18,240円	22,800円	45,600円

小ホール	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	11,400円	22,800円	28,500円	57,000円
	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	6,840円	13,680円	17,100円	34,200円
	休日を利用する場合 入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	8,890円	17,780円	22,220円	44,460円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	10,940円	21,880円	27,360円	54,720円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	13,680円	27,360円	34,200円	68,400円
第1楽屋	380円	770円	960円	1,930円	
第2楽屋	320円	650円	810円	1,630円	
第3楽屋	480円	970円	1,220円	2,440円	
第4楽屋	530円	1,060円	1,320円	2,650円	

第5楽屋	1,200円	2,400円	3,000円	6,010円
第6楽屋	770円	1,540円	1,930円	3,870円
第7楽屋	480円	970円	1,220円	2,440円
第8楽屋	440円	890円	1,120円	2,240円
第9楽屋	590円	1,180円	1,470円	2,950円
第10楽屋	690円	1,380円	1,730円	3,460円
楽屋事務室	240円	480円	610円	1,220円
リハーサル室	4,700円	9,410円	11,770円	23,540円
第1練習室	550円	1,100円	1,370円	2,750円
第2練習室	670円	1,340円	1,680円	3,360円
第3練習室	1,080円	2,160円	2,700円	5,400円
第4練習室	1,460円	2,930円	3,670円	7,340円

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、

「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

3 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。

4 この表に掲げる施設（以下「ホール等」という。）を午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

5 ホール等を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、ホール等を午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 展示室等利用料

区 分		単 位	金 額
展 示 室	営利を目的としない場合	1日につき	27,110円
	営利を目的とする場合	1日につき	54,220円
第1会議室		1時間につき	3,860円
第2会議室		1時間につき	1,790円
第3会議室		1時間につき	4,040円
第4会議室		1時間につき	890円
第5会議室		1時間につき	440円
第6会議室		1時間につき	410円
第7会議室		1時間につき	270円
第8会議室		1時間につき	310円
会議準備室		1時間につき	120円
フリースペース		1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時

間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。

2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。

4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備利用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要

な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。